

延 高 齡 第 7 6 0 号  
平 成 3 1 年 2 月 1 8 日

一般社団法人宮崎県社会福祉士会  
会長 川崎 順子 様

延岡市福祉事務所長



延岡市老人ホーム入所判定委員会委員の推薦について（依頼）

余寒の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当市の福祉行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、延岡市老人ホーム入所判定委員会委員として委嘱申し上げております日野 知子様、平成31年3月31日をもって任期満了となります。

つきましては、次期委員の選任を行いますので、業務多忙の折誠に恐縮ですが、平成31年3月15日（金）までに別紙推薦書により御推薦いただくようお願いいたします。

#### 記

#### 1 任 期

2019年（平成31年）4月1日から2021年3月31日まで（2年間）

#### 2 添付書類

- (1) 推薦書
- (2) 返信用封筒
- (3) 平成30年度委員名簿
- (4) 延岡市老人ホーム入所判定委員会規則

文書取扱：延岡市健康福祉部高齢福祉課地域福祉係  
担 当：主事 小川 洋亨  
T E L：0982-22-7016  
F A X：0982-26-8227

## ○延岡市老人ホーム入所判定委員会規則

---

### (組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係医療機関の職員
- (3) 関係福祉機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、福祉事務所長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明させることができる。

## ○社会福祉士及び介護福祉士法

---

### (定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。